

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人山口与八郎の上告趣意について。

論旨は、原判決が憲法違反のものであるという語を用いてはいるが、その実は量刑不当の主張に外ならないから、適法な上告理由となり得ない。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官 茂見義勝関与

昭和二五年一二月一二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 長 谷 川 太 一 郎

裁判官 井 上 登

裁判官 島 保

裁判官 河 村 又 介